

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年二月二十五日奈良県指令高土第三一―二七号

令和二年五月十九日奈良県指令高土第三一―二七―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年六月三十日高土第九六四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年六月三十日高土第四〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井一八二番一、一八二番四、一八二番五の一部、一八二番六、一八二番七、

一八二番八及び一八二番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市新旭ヶ丘八番一号

株式会社三宝建 代表取締役 中野将太郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井一八二番一及び一八二番四

下水道 香芝市狐井一八二番一の一部